

志賀原子力発電所 1号機
タービン建屋内の漏水に係る報告書の提出について

平成15年6月13日
北陸電力株式会社

第8回定期検査中の5月31日に発生しましたタービン建屋内の漏水に係る事象について、原因と再発防止対策をまとめましたのでお知らせします。

本日、この内容を石川県志賀町及び富来町へ提出しました。

以 上

志賀原子力発電所 1号機 タービン建屋内の漏水について（概要）

1. 事象の概要

- ・平成15年5月31日9時40分頃、第8回定期検査中の志賀原子力発電所1号機のタービン建屋地下3階復水脱塩装置樹脂再生塔バルブ室において、復水脱塩装置C塔樹脂移送出口弁（以下、「F028弁」という）のボンネットフランジ部より残水が流出し、床に飛散した。
- ・その際、作業員8名に飛散した残水がかかった。
- ・飛散した水の範囲は床面で3m×3m程度であり、その水量は約40リットル（バケツ2杯程度）と推定された。
- ・なお、現場にて残水がかかった作業員8名に対し、GM汚染サーベイメーターにより汚染検査を行った結果、身体汚染は確認されず、現場からの退出時の体表面モニターにおいても異常は認められなかった。
- ・また、漏れい水の一部を採取しGe半導体検出器で測定した結果、放射能濃度は検出限界未満であった。

2. 事象の原因

- ・発電課は、C塔D塔樹脂移送元弁（以下、「F030弁」という）下流側の水抜きを行おうとしたところ、水抜きに必要なベント弁（以下「F031弁」という）が開けられなかったため、F030弁の下流側は水が抜けにくい状態であることが判った。
- ・発電課は、F030弁下流側の水抜き手順を再検討し、水抜きに必要なF031弁の隔離状態を変更し、F028弁及びF030弁の間の仮設ドレン配管で機械保修課にて水抜きを行ってもらうこととし、機械保修課に対して作業許可を与えた。
- ・その時、F030弁下流側配管に残水があることを機械保修課員に口頭で連絡したが、その量及び水抜き方法を伝達しなかったことから、機械保修課員は下流側配管に存在している残水は少量と思い込んだ。
- ・社内要領では、発電課は水抜作業終了後、機械保修課に作業許可を与えることになっており、作業許可を与える時点において水抜きを機械保修課に依頼する場合には作業票にその旨を明記すべきであったが、口頭でかつ不明瞭な連絡をしたことが問題であった。

3. 再発防止対策

(1) 安全処置の徹底

今後、安全処置が当初の計画通り実施できない場合、作業を許可しないこととし、所員に徹底する。

また、計画変更が生じた場合、速やかに関係課と連絡を取り、再調整を実施する。

(2) 安全処置上の重要な情報連絡の徹底

作業許可を与える時点において、残水等安全処置上の重要な情報がある場合には、口頭ではなく、作業票に明記し、確実に連絡することとする。

上記の再発防止対策については、社内要領に明文化する。

